

2020年度①

刑 法

(全 3 ページ)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、甲の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい
(特別法違反の点は除く)。

【事例】

甲は夫Aとの婚姻関係が破綻した後、1人でAとの子どもである長男のV(生後4ヶ月)を育てていた。しかし、Vには市販の乳児用ミルクに対してアレルギーがあり、母乳しか飲めなかっことや、1人でVを育てることに対する不安から、甲は育児ノイローゼとなり、思い悩んだ末、9月1日Vを殺害することを決意した。甲はVにはアレルギーがあるから、授乳しなければ数日で死亡するだろうと考え、9月1日朝の授乳を最後にVに授乳や水分補給等を一切しなくなった。

Vはアレルギーはあるものの、順調に生育しており、特段の疾患や障害もなかった。通常、Vのような生後4ヶ月の健康な乳児に授乳等を一切しなくなった場合、その時点から①約24時間を超えると生命の危険が生じ、②約48時間後までは、授乳等を再開すれば回復するものの、再開しなければ生命の危険が高まり、③約48時間を超えると、病院で適切な治療を受けさせない限り救命することが不可能となり、④約72時間を超えると、病院で適切な治療を受けさせても救命することは不可能となるとされている。

9月2日の昼前には、Vは脱水症状などによって生命の危機が生じたが、その状態に至っても甲はVに授乳等を行わなかった。その後、9月3日昼には、Vの症状は深刻なものとなり、病院で適切な治療を受けさせない限り救命することが不可能な状態になった。

9月4日昼頃、甲が自宅で家事をしていたところ、Aが突然、甲宅に入ってきて、「俺にもこの子を育てる権利があるはずだ」といいながら、居間で寝ていたVを脇に抱えて、甲宅を飛び出した。

Aは、甲宅からVを抱えたまま300メートルほど走ったところで、タクシーで逃げようと考え、歩道上に出てタクシーに向けて手を上げたところ、タクシー運転手が前

方を見ておらず、VもろともAを跳ね飛ばした。V、Aは直ちに病院に運ばれたが、Vはタクシーに衝突された際に生じた脳挫傷によって死亡した。

なおAはVを連れ出した際、Vの状態に気づいていなかったが、たとえVの状態に気づいて直ちに病院に運んで治療を受けさせたとしても、Vが助かる見込みはなく1日ないし2日後には、衰弱により確実に死亡したであろうことが判明した。

II 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（証拠隠滅罪および特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 甲（35歳）は、無職の妻乙（30歳）及び長女A（3歳）と、郊外の住宅街に建てられた甲所有の木造2階建て家屋（以下「甲宅」という。）で生活していた。甲宅の住宅ローンの返済は、会社員であった甲の給与収入によってなされていた。しかし、甲が勤務先を解雇されたことから、甲一家の収入が途絶え、ローンの返済ができず、住宅ローン会社から、甲宅に設定されていた抵当権の実行を通告された。甲は就職活動を行ったが、再就職先を見つけることができなかった。
- (2) このような状況に将来を悲観した乙は、ある日の夜、甲とAが就寝した後、「Aを道連れに先に死のう。」と思い、衣装ダンスの中から甲のネクタイを取り出し、睡っているAの首に巻き付けた上、絞め付けて殺害した。その後、乙は、台所に行って果物ナイフを持ち出し、布団の上で自己の腹部に果物ナイフを突き刺し、そのまま横たわった。
- (3) 甲は、乙のうめき声で目を覚ましたところ、Aが死亡しており、乙の腹部に果物ナイフが突き刺さっていることに気が付いた。甲が乙に「どうしたんだ。」と声を掛けると、乙は、甲に対し、「ごめんなさい。私にはもうこれ以上頑張ることはできなかった。早く楽にして。」と言った。甲は、「助けを呼べば、乙がAを殺害したことが発覚してしまう。しかし、このままだと乙が苦しむだけだ。」と考え、乙殺害を決意し、乙の首を両手で絞め付けたところ、乙が動かなくなり、うめき声も出さなくなっこなことから、乙が死亡したと思い、両手の力を抜いた。
- (4) その後、甲は、「乙がAを殺した痕跡や、自分が乙を殺した痕跡を消してしまいたい。家を燃やせば乙やAの遺体も燃えるので焼死したように装うことができる。」と考え、乙とAの周囲に灯油をまき、ライターで点火した上、甲宅を離れた。
- (5) 甲宅の火災は、窓の外から火炎を見て消火に入った近所の人々と、彼らの通報により駆け付けた消防隊の消火活動により消し止められ、甲宅の畳一枚を30センチメートル四方焼損させるにとどまった。また、乙も、消防隊員の救助と病院への搬送および救急医らの救命措置により、一命を取り止めた。